



赤い羽根共同募金 地域配分(B配分) (令和2年度申請・令和3年度使用分) 募集要項

狛江市内で集められた赤い羽根共同募金運動への寄附金が、狛江市内の社会福祉施設・団体に有効活用されることを目的に、次のとおり地域配分(B配分)の募集を行います。

1 対象施設・団体

狛江市内に所在する次の施設・団体で、原則として申請時点において事業開始から1年を経過しているもの

- (1) 社会福祉法第2条に定める児童厚生施設(児童館)
- (2) 社会福祉法及び東京都補助要綱による保育施設
- (3) 障がい児・者の地域生活支援及び就労支援を行う施設・団体
- (4) 社会福祉関係通知による入所施設
- (5) その他(地域福祉の推進を目的とする団体で、狛江地区協力会配分推薦委員会において認められたもの)

2 対象事業

令和3年度に実施する次の事業で、地域福祉の向上に資すると判断され、寄附者の信頼にも十分に込えられる事業。申請は、1施設・団体につき1事業に限ります。

- (1) 備品整備(原則として日常的に使用するものとし、5年以上の使用が見込まれるもの。消耗品、備品整備の際の間接経費は除く。)
 - ア 利用者の生活のためのもの
 - イ 利用者が取り組む作業や職業訓練などで使用するもの
 - ウ 利用者や地域住民が防災・災害時に使用するもの
 - エ 狛江地区協力会配分推薦委員会で認めたもの
- (2) 小破修理(賃貸物件の場合、貸主責任で整備すべきものは対象外)
利用者が使用する建物などのトイレ・床・壁・扉などの小規模な修理や改修
- (3) 事業実施(利用者一人につき1回、一貫した目的を持った一事業)
 - ア 利用者の日常生活訓練に資するもの(宿泊訓練含む)
 - イ 利用者の社会生活訓練に資するもの(交流事業含む)
 - ウ 利用者の生活向上のための講座、健康診断など
 - エ 利用者や地域住民を対象にした防災研修・講習会等の開催に資するもの

3 対象除外経費・事業

- (1) 施設・団体を維持するための運営費（家賃、光熱費、人件費等）
- (2) 政治・宗教等に利用されている傾向がある事業、または営利のために行っているとみなされる事業
- (3) 会員等の互助共済を主目的とする事業
- (4) 配分金以外の収入が期待でき、これによって必要な経営が可能な事業
- (5) 経営の基礎や管理の状況に安定性や継続性の乏しい事業または地域住民からの信頼性に欠ける事業
- (6) 国または地方公共団体が経営の責任を負う事業
- (7) 配分審査の時点で既に着手している事業
- (8) 施設・団体利用者の処遇向上にかかわるものではない事務管理面の整備事業
- (9) 共同募金の配分金によるものであることを明確に表示できない事業
- (10) 公的補助金または他の助成団体の助成金により実施される事業の自己負担分

4 配分申請額

1 施設・団体 15万円以内（千円未満切り捨て）

※補助率は、申請事業費の70%以内です（30%以上は、施設・団体に負担してください。）。

5 申請方法

次の書類を郵送または持参にて提出してください。

※書類確認のため、持参の場合は10分程度お時間をいただく場合があります。郵送の場合は受取り後にご連絡させていただく場合があります。

(1) 提出書類

ア 地域配分（B配分）申請書

※ 狛江市社会福祉協議会ホームページより最新の申請書をダウンロードしてください。ダウンロードできない場合は、狛江市社会福祉協議会窓口で配布します。記入方法については「記入要領」をご参照ください。

イ 添付書類

- ・備品整備・・・見積書（定額および値引き額の記載のあるもの）及び業者選定理由書、カタログ
- ・小破修理・・・見積書（定額および値引き額の記載のあるもの）及び業者選定理由書
- ・事業実施・・・実施計画書（予算含む）※書式は任意

(2) 受付期間

令和2年10月1日（木）～10月30日（金）（必着）

※持参の場合は、午後5時までに窓口へ提出してください。

6 審査

(1) 審査方法

審査は、東京都共同募金会狛江地区協力会配分推薦委員会（社会福祉関係団体、共同募金運動活動者、民生委員、行政関係者等により構成）にて、プレゼンテーション方式により行います。

プレゼンテーションは、1施設・団体につき約10分間（質疑応答を含む）です。日時等の詳細は、申請後に通知します。（令和2年12月を予定。）

4つの審査基準項目について5段階評価を行い、平均得点が3点未満の場合は配分推薦しません。

(2) 審査基準項目

- ア 施設・団体の事業内容、運営体制等は評価できるか
- イ 申請事業は、利用者にとって必要性の高い事業であるか
- ウ 申請事業実施により、利用者の生活の向上につながる効果が期待できるか
- エ 費用の積算及び事業計画は妥当であるか

7 配分の決定

令和3年3月下旬に開催される東京都共同募金会理事会・評議員会で決定後、文書で通知します。

8 配分金交付時期

令和3年6月に送金予定

9 報告書の提出

事業完了後、14日以内に所定の使途報告書をご提出ください。

10 共同募金運動への協力をお願い

配分金は、赤い羽根共同募金運動に寄せられた募金が財源になっています。配分が決定した施設・団体の皆様は、趣旨をご理解いただき、令和3年度の募金活動にご協力をお願いいたします。

詳細については、令和3年10月に実施する赤い羽根共同募金運動開始前に別途お知らせする予定です。

11 提出先・問合せ

東京都共同募金会狛江地区協力会
〒201-0013 狛江市元和泉2-35-1 あいとぴあセンター内
社会福祉法人狛江市社会福祉協議会 共同募金担当
電話 03-3488-0294 FAX 03-3430-9779